

役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項

甲及び乙は、役務請負契約の代金の確定等に関し、次の特約条項を定める。

(代金の確定等)

第1条 乙に支払われる代金の金額のうち別表1の要中途確定金額表に掲げる費目（以下「中途確定費目」という。）に係るものは契約履行の中途において、また、別表2の要履行後確定金額表に掲げる費目（以下「履行後確定費目」という。）に係るものは契約履行後においてこの特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

2 乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した部品（材料、機器等を含む。以下同じ。）の費用に適正な利益を加えた金額が別表2の要履行後確定金額表に定める部品材料代価の金額をこえることとなる場合においては、以後乙は役務を継続する義務を負わないものとする。

3 前項の場合のほかこの契約による役務が中断されることとなつた場合においては、乙は、その時までになされた役務に対しその理由に応じ適正な補償を請求することができる。

4 契約条項中その性質が前2項に定めるところと矛盾する規定は、適用しない。

(確定計算価格及び実績価格)

第2条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額をいい、また、「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 確定計算価格は、別紙1の確定計算価格に関する計算基準及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して確定するものとする。実績価格は、別紙2の実績価格に関する計算基準及び計算規則に基づいて計算するものとする。

(中途確定費目の確定代金)

第3条 中途確定費目の確定計算価格が別表1の要中途確定金額表の金額に達しない場合は当該確定計算価格をもつて、これに等しいか、又はこれをこえる場合は別表1の当該金額をもつて乙に支払われる中途確定費目の代金として確定するものとする。

2 前項の規定により中途確定費目の確定計算価格をもつて要中途確定費目の代金を確定する場合は、契約金額を別表1の中途確定金額表の金額と中途確定費目の確定計算価格の差額を契約金額から減額した金額に変更する措置をとるものとし、同表の当該金額をもつて、中途確定費目の代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 前項に規定する代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

4 第2項の規定により契約金額を減額すべき場合においても、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを次条の規定による代金の確定の際にとりまとめて行うこととすることができる。

(履行後確定費目の代金の確定)

第4条 履行後確定費目の実績価格が別表2の要履行後確定金額表の金額に達しない場合は当該実績価格をもつて、これに等しいか、又はこれをこえる場合は別表2の当該金額をもつて乙に支払われる履行後確定費目の代金として確定するものとする。

2 前項の規定により履行後確定費目の実績価格をもつて履行後確定費目の代金を確定する場合は、契約金額を別表2の要履行後確定金額表の金額と履行後確定費目の実績価格の差額を契約金額から減額した金額に変更する措置をとるものとし、同表の当該金額をもつて履行後確定費目の代金を確定する場合は、契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 前項に規定する代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。
(資料の提出)

第5条 乙は、別紙1の確定計算価格に関する計算基準及び計算規則又は別紙2の実績価格に関する計算基準及び計算規則に基づいて中途確定費目に係る実際原価計算書を 年 月 日までに、中途確定費目に係る確定計算価格見積書を 年 月 日までに、また、履行後確定費目に係る実際価格計算書を 年 月 日までに作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実際原価計算書、確定計算価格見積書及び実際価格計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙はその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第6条 乙は、契約締結後すみやかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、すみやかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は適用しない。

(報告の義務)

第7条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲が必要な措置をとることができるよう書面により遅滞なく甲に報告しなければならない。

(1) 部品の実績価格が別表2の要履行後確定金額表に定める部品材料代価の金額の75パーセントに達した場合又はこの契約の履行のために使用することとなる部品の費用に適正な利益を加えた金額が同表の当該部品材料代価の金額をこえることが予測されるに至った場合

(2) 乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担する費用が契約金額に達しないと見込まれる場合において、その差額が100万円をこえると認めるとき。ただし、修理代価に係る費用が契約金額のうちの修理代価の金額をこえることとなつた場合においては、当該修理代価の金額をもつて当該費用とみなす。

(原価監査)

第8条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため第5条の規定に基づき乙が提出した資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかつた場合は、査定により乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第9条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際原価計算書、確定計算価格見積書及び実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用した材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

(4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項

(5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項

(6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第10条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査

(4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。

以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することな

く、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

第11条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正の原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

（紛争の処理）

第12条 中途確定費目の確定計算価格の金額について、第3条第3項の期日後相当期間を経過したにもかかわらず、甲乙間の協議がととのわない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定するものとする。

2 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。